

豊島区障害者・障害児の熱中症予防支援事業機器・設備等導入補助金交付要綱

令和8年6月20日

福祉部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者・障害児の熱中症予防支援事業実施要綱に基づき、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等に対し、予算の範囲内において熱中症予防に資する機器や設備の導入補助を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 この補助金の対象となる経費は、別表1に掲げる経費とする。

(補助金の交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、別表1の第1欄に定める補助基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額から利用者負担金その他の収入額を差し引いた額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、特に区長が認める場合はこの限りではない。

(対象となる施設及び事業所)

第4条 本事業の対象となる施設及び事業所は、豊島区内で別表2に定める障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）に定める障害福祉サービス及び児童福祉法に定める障害児通所支援を行う施設及び事業所等とする。ただし、国又は地方公共団体が設置する施設又は事業所（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するもの及び区から委託を受けて管理しているものは除く。）は原則として除くものとする。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、豊島区障害者・障害児の熱中症予防支援事業機器・設備等導入補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に必要な書類を添付して、区長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、この要綱の適用の日から区長が定める期日までに行わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、区長が指定する電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）を利用して申請を行う場合は、豊島区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第2項の規定により、当該電子申請システムへの入力及び送信をもって、別記第1号様式による申請書の提出に代えることができる。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、豊島区障害者・障害児の熱中症予防支援事業機器・設備

等導入補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 区長は、補助金を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき

（財産処分の制限）

第8条 補助金を受けた者は、対象事業により取得し、又は効用を増加した財産を、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

（財産処分による収入の納付）

第9条 前条の規定による区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、区長は、補助金を受けた者に対し、その収入の全部又は一部を区に納付させることがある。

（財産の管理義務）

第10条 補助金を受けた者は、対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（関係書類等の整理保存）

第11条 事業者は、この補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、福祉部長決定の日より施行し、同年4月1日から適用する。

別表1 補助対象経費及び補助基準額（第3条関係）

熱中症予防に資する機器や設備（日除け・ミストシャワー等）の導入補助

1 補助基準額（1施設当たり）			2 補助対象経費
通所施設 （別表2に掲げる 1～8までの事業 種別）	20人以下	200千円	施設・事業所向け日 除け、ミストシャワ ー等の導入に要する 経費
	21～30人	300千円	
	31～40人	400千円	
	41人以上	500千円	
居住施設 （別表2に掲げる9～13までの事業種別）		500千円	

別表2 補助対象とする事業種別等（第4条関係）

1	生活介護	通所施設
2	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	
3	就労移行支援	
4	就労継続支援A型	
5	就労継続支援B型	
6	地域活動支援センター	
7	児童発達支援	
8	放課後等デイサービス	
9	短期入所	居住施設
10	施設入所支援	
11	共同生活援助	
12	宿泊型自立訓練	
13	区条例施設（福祉ホームさくらんぼ）	